# 宮崎県結核予防計画改正案について

健康増進課感染症対策室

#### 1 策定の背景

この計画は、感染症法に基づき国が策定した「結核に関する特定感染症予防指針(平成23年5月改正)」を踏まえ、「宮崎県感染症予防計画」のもとに、県として総合的な対策を図る必要のある感染症に対する個別計画として策定するもので、今回の改正は、平成17年3月に旧結核予防法に基づき策定した宮崎県結核予防計画を感染症法に適合させるとともに、平成31年度までに達成すべき目標を設定している。

#### 結核に関する最近の法改正

平成11年7月 「結核緊急事態宣言」

平成14年3月 「結核対策の包括的見直しに関する提言」(厚生科学審議会)

平成16年6月 結核予防法の改正の公布

平成17年4月 結核予防法の改正の施行

平成19年4月 結核予防法廃止、新感染症法施行

平成19年5月 結核に関する特定感染症予防指針告示

平成23年5月 特定感染症予防指針改正

#### 2 計画の概要

# (1) 性格

- ・ 結核に関する特定感染症予防指針に基づくもの
- ・ 本県が推進する結核対策の基本計画であり、感染症予防計画の別冊的位置づけ。

#### (2) 計画期間

· 平成27~31年度

#### (3) 基本的な方向

結核対策の重点を従来の一律かつ集団的対応から、発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接触者の健康診断、有症状時の早期受診の勧奨、結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援等きめ細やかな個別的対応へと転換する。

# (4) 目標の設定

前計画の評価

平成22年度までの実績と目標値	実績値(H 2 3)	目標値
○罹患率(人口10万対)	15.8	15.0以下
○喀痰塗抹陽性結核患者に対する治療脱落率	1.64%	5%以下
○発病から初診までの期間2月以上の割合	21.95%	8%以下
○初診から結核登録までの期間1月以上の割合	31.37%	20%以下
(※初診から診断までの期間1月以上の割合)		
○診断後2日以内の患者発生届出割合	91.3%	95%以上
○BCG接種率	*96.1%	90%以上
○定期健康診断受診率	34.8%	80%以上

以上の結果を基に平成31年度までに達成すべき目標値を設定。

平成31年度までの目標値と実績	実績値(H 2 4)	目標値
○罹患率(人口10万対)	15.1	12.0以下
○全結核患者に対する DOTS 実施率	<b>※</b> 84.9%	95%以上
○喀痰塗抹陽性結核患者に対する治療脱落率	1. 47%	1%以下
○発病から初診までの期間2月以上の割合	22.78%	15%以下
○初診から診断までの期間1月以上の割合	26.80%	15%以下
○医師が診断後直ちに結核発生の届出を行った害	合※86.6%	100%
○BCG接種率(生後12月時点)	<b>*</b> 94.9%	97%以上
○定期健康診断受診率(65歳以上)	<b>※</b> 34.8%	80%以上
☆けでは99年の粉値		

<sup>※</sup>は平成23年の数値

# (5) 主な改正内容

- ・目標値の新たな設定(罹患率等)
- ・分子疫学的調査の積極的活用
- ・DOTS (直接服薬確認治療) の対象の変更 (喀痰塗抹陽性者 → 全結核患者)
- ・地域の実情に応じた医療提供体制の構築

# 3 改正のスケジュール

平成26年11月市町村、医師会等関係機関への意見照会平成27年1月宮崎県感染症対策審議会にて審議平成27年3月末まで改正案の公表(県庁ホームページにて)

<sup>\*</sup>BCG 接種率は地域保健・健康増進事業報告の接種者数を出生数で割ったもの